

(別記第3号様式)

## 根室市市民意見公募手続（パブリックコメント）実施結果公表

令和4年11月14日

市民の皆さんからいただいたご意見、これに対する市の考え方などを取りまとめましたので公表します。

施策等の名称	根室市企業立地促進条例の制定について		
実施期間	令和4年10月14日（金）～令和4年11月12日（土）		
意見の件数	2件（1人）		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	0件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	1件
	参考	今後の参考とするもの	0件
	その他	意見として伺ったもの	1件
意見の受け取り	郵送		0人
	ファクシミリ		0人
	電子メール		1人
	直接持参		0人

### 【意見等の内容】

件数	意見の内容	意見に対する市の考え方（修正した場合は、その内容と理由）
	別紙のとおり	

## 根室市企業立地促進条例の制定についての意見募集結果

件 数	意見の内容	意見に対する市の考え方 (修正した場合は、その内容と理由)
1	<p>条例自体の制度や助成内容は、他の道内市区町村と足並みを揃えた感があり、何ら独自性や差別化がなされていないように感じる。</p>	<p><b>【既記載】</b></p> <p>本市の企業立地の促進にあたっての基本的な考え方として、一つ目に産業機能の不足している、あるいは欠けているもの、二つ目に本市の産業機能を補完できるもの、三つ目に本市の地域振興につながるものとしているところであり、本条例における対象業種の選定にあたっては、市内で不足している宿泊業も含めて、他市の事例では支援対象とはならない独自の業種も含まれており、助成内容においても、雇用に関する支援の面でも、差別化を図っているところであります。</p> <p>なお、立地企業が、本条例での支援と合わせて、北海道産業振興条例に基づく支援を受けるためには、北海道の助成対象基準を満たす必要があることから、本条例における投資金額や雇用増の最低条件の設定にあたっては、北海道の基準も参考としているものであります。</p>
2	<p>本条例のタイトルである「企業促進立地」と題しているが、事業者が移転する際の産業用地は確保されているのか。移転用地は事業者側で探せというのも酷な話であり、立地促進と謳うのであれば出店用地の確保も行政としてセットで行わなければ積極的な誘致活動とはならず、条例ありきで走っている感が否めない。既に保有している市有地を分譲または賃貸、ならびに企業が出店しそうな立地を行政で買取る等、将来は産業特区としての街区となるよう企図してみてもどうか。</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>企業立地促進に伴う事業用地の確保につきましては、本市では、重要港湾根室港（花咲港区）に隣接する花咲港工業団地の活用や事業者からの相談に基づき市有地の活用についても既に対応しているところであります。</p> <p>いずれにいたしましても、企業立地に向けては事業用地の確保が必要であり、これまでも事業者の相談に応じた対応を図ってきたところでありますが、市有地はもとより、民有地の有効活用も含めて検討して参ります。</p>